

## 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する 法律施行令案について

### 1. 背景

第197回国会において、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年法律第89号。以下「法」という。）が平成30年11月30日に成立し、同年12月7日に公布されたところ。

今般、その施行に際して必要となる規定を整備するため海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）を制定する。

### 2. 概要

- 法の対象とする「海洋再生可能エネルギー源」として、海域における風力を定めることとする。（法第2条第3項関係）
- 海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内の海域（以下「促進区域内海域」という。）において占用等の許可を要することとする範囲を、海域の上空315メートルまでの区域及び海底下100メートルまでの区域とする。（法第10条第1項関係）
- 促進区域内海域における制限行為のうち、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものは、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とする。（法第10条第1項関係）
- 促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為は、
  - ・ 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為
  - ・ 国土交通大臣が指定する廃物の投棄
  - ・ 海洋再生可能エネルギー発電事業、漁業、レクリエーション若しくは貨物又は旅客の輸送の用に供する船舶以外の船舶の停泊又は停留その他海洋再生可能エネルギー発電設備の設置又は維持管理に支障を与えるおそれのあるものとして国土交通大臣が指定する行為とする。（法第10条第1項第4号関係）
- 促進区域内海域の占用の期間の最長限について、占用物件ごとに以下のとおりとする。（法第10条第4項関係）
  - ・ 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用：5年
  - ・ 認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用：30年
  - ・ その他の占用：10年
- 公募占用指針に定める供給価格上限額を、経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認めた場合に公示しないことができることとする規定は、

法の施行後最初に経済産業大臣が選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を告示した日又は平成32年12月6日のいずれか早い日、まで適用しないこととする。(法附則第2条関係)

- その他所要の規定の整備を行う。

### 3. スケジュール(予定)

公 布：平成31年3月

施 行：平成31年4月1日(法の施行日)